

今城こども園（仮）基本計画策定等業務仕様書
(特記仕様書)

特記仕様書に記載されていない事項は、「瀬戸内市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1 業務名

今城こども園（仮）基本計画策定等業務

2 業務の目的

本業務は、令和元年度に策定した「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」で定めた基本理念及び基本目標の実現のため、今城幼稚園と今城保育園とをこども園化することに伴い、両施設を一元化し、こども園として利用するために必要な改修等について、基本計画策定及び基本設計並びに実施設計を実施するものである。

3 「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念、基本目標

(1) 基本理念

安心して子育てができるまち 瀬戸内市
みんなでしようや 子育て支援

(2) 基本目標

- ① 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり
- ② 子どもの健全育成のための環境づくり
- ③ 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- ④ 子どもを守る仕組みづくり

4 施設の概要

(1) 現況施設概要

① 園舎

ア 瀬戸内市立今城幼稚園

- ・建設年 平成 15 年
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 403 m²程度
- ・既存浄化槽 5 人槽

イ 瀬戸内市立今城保育園

- ・建設年 昭和 53 年
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 591 m²程度
- ・既存浄化槽 50 人槽
- ・耐震診断結果

方向	Is 値	C _{TU} ・S _D 値
X	1.14	1.05
Y	1.70	1.56

② 付帯施設

- ア 屋外遊技場（トラック、遊器具等）
- イ 屋外倉庫
- ウ 屋外トイレ
- エ 駐車場（送迎用）
- オ 駐車場（職員用）

③ 在園児数（令和2年4月1日現在）

ア 瀬戸内市立今城幼稚園

	0・1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
園児数			—	6	4	10

イ 瀬戸内市立今城保育園

	0・1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
園児数	9	15	24	21	17	86

(2) 計画施設概要

- ① 施設用途 保育所
- ② 施設種類 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号）第2条第6項に規定）
- ③ 定員 121人

	0・1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
園児数	21	18	22	30	30	121

- ④ 供用開始 令和4年4月（予定）

(3) 敷地条件

- ① 所在地 瀬戸内市邑久町向山588番地6 外
- ② 敷地面積 約5,000㎡
(瀬戸内市立今城幼稚園及び瀬戸内市立今城保育園が立地する一団の敷地)
- ③ 用途地域 都市計画区域外
- ④ 容積率 200%とすること
- ⑤ 建ぺい率 60%とすること

(4) 施設条件

- ① 工事種別 用途変更、改修、増築及び一部解体・減築等
- ② 延べ面積 1,000㎡程度
- ③ 構造 特に指定しない。
- ④ 園児収容 園児収容人数として120人を想定

(5) 建設条件

- ① 工事費 200百万円以内（消費税及び地方消費税込み）
- ② 建設工期 令和3年6月～令和4年2月（予定）

(6) 認定こども園（保育所型）の機能（計画）

- ① 通常保育 午前7時30分～午後6時30分
- ② 延長保育 午後6時30分～午後7時
- ③ 0歳児保育 生後6カ月～
- ④ 一時預かり（幼稚園型）
- ⑤ 未就園児とその保護者を対象にした園庭解放、子育て相談

(7) 必要な居室等一覧

居室名	部屋数
ほふく室・乳児室（0～1歳児）（調乳スペース、沐浴、トイレ設備）	1
保育室（2歳児）	1
保育室（3歳児）	1
保育室（4歳児）	1
保育室（5歳児）	1
保育室（一時預かり）	1
遊戯室兼ランチルーム	1
園児用トイレ（障害児用トイレを含む）	1
職員室（医務室を含む）	1
職員用トイレ、多目的トイレ	各1
休憩室（保育士・調理員用）	1
調理室（検収室、食品庫、下処理室を含む）	1
調理員更衣室、調理員トイレ	1
相談室	1
玄関、廊下、倉庫（収納）	各1

(8) 必要な付帯施設

施設名	数	規模等
屋外遊技場	1	460㎡以上
屋外倉庫	1	20㎡程度
屋外トイレ	1	大1、小2程度
駐車場（送迎用）	1	30台程度
駐車場（職員用）	1	30台程度

(9) 管理運営

- ① 運営方法 瀬戸内市直営
- ② 職員数 30人程度

単位：人

園長	園長補佐	保 育 士				調 理 員		
		担任	補助者	週休代替	一時預かり	栄養士	主調理	調理補助
1	2	12	3	6	1	1	2	2

5 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

6 業務の実施

(1) 受注者の事務

受注者は、本業務を遂行するに当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行わなければならない。

(2) 業務指示

受注者は、発注者と連絡を密にし、十分協議の上、発注者の指示に従わなければならない。また、本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(3) 契約金額

基本計画において、延べ床面積等に増減が生じたとしても基本設計及び実施設計業務も含めて契約金額は変更しないものとする。

(4) 業務報告

受注者は、発注者から本業務の進捗状況その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

(5) 資料の収集及び使用制限

受注者は、発注者から必要に応じて資料の貸与を受けることができる。この場合、受注者は貸与を受けた資料のリストを発注者に提出し、業務完了後、速やかに貸与を受けた資料を返却するものとする。なお、発注者から貸与された資料について、受注者は、本業務遂行以外の目的のために使用してはならない。

発注者が貸与する資料以外の必要な資料については、受注者がその収集及び整理を行うものとする。

(6) 秘密の保持

受注者は、本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務完了後も、また同様とする。

(7) 疑義の決定

受注者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者の指示を受けなければならない。

(8) 成果物に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後であっても、その成果物にかし等の不備が発見された場合に

は、速やかに成果物を訂正しなければならない。

(9) 主任技術者等

受注者は、自社から、主任技術者及び照査技術者を選任し、発注者に報告すること。

なお、主任技術者と照査技術者は兼任することはできない。

主任技術者等の資格要件は、別紙資格要件による。

(10) 会議の運営支援

受注者は、庁内関係部局職員による会議の運営支援（会議資料の作成、必要な助言、事例等の調査収集及び会議参加者への情報提供、議事録の作成。）を行うこと。

7 業務計画書の提出

(1) 受注者は、発注者の指定する期日までに業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を受けること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ① 検討業務内容
- ② 業務遂行方針
- ③ 業務工程表
- ④ 業務実施体制及び組織図
- ⑤ 主任技術者、照査技術者及び担当技術者一覧表及び経歴書
- ⑥ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容
- ⑦ 打合せ計画
- ⑧ その他、発注者が必要とする事項

(3) 前項に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

8 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は打合せ及び協議を必要に応じて行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、委託業務の開始から終了までの間、その内容については受注者がその都度記録する。記録は、Microsoft 社の Word 形式（A4 縦型横書き）で速やかに作成し、発注者の確認を受け提出する。

9 本業務への取組に関する留意点

本業務の実施に当たっては、受注者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な施策を提案する。

10 業務内容

(1) 基本計画策定業務

- ① 施設整備全体の整理と本計画の位置付け
- ② 施設整備方針の比較、検討
- ③ 施設規模や機能の比較、検討

（施設に必要な機能を具体化し、フロー構成、規模、面積、附帯設備を決定する。）

- ④ 施設整備計画の比較、検討
 (基本性能を整理し、ゾーニング計画、施設構成、配置計画、平面計画、設備計画、景観計画、管理区分計画を決定する。また、レイアウトイメージを作成し、各施設の配置が分かる俯瞰図的なパースについては3案作成する。)
- ⑤ 計画完了時に行う提出パース3案に基づいたデザイン評定の支援
- ⑥ 整備スケジュールの検討
- ⑦ 事業手法と財源(補助金、交付金)の検討
- ⑧ 概算事業費の積算
- ⑨ 建設手順の検討
- ⑩ ランニングコストの比較、検討
- ⑪ 駐車場整備の考え方の検討
- ⑫ 上記の他、業務の目的を達成するために必要な事項に対する情報提供及び助言

(2) 基本設計業務

① 基本設計業務の概要

ア 設計条件等の整理

基本計画に基づき、諸室機能、設備機能の水準など様々な要求その他の諸条件を、設計条件として整理する。また、発注者から提示される要求の内容に変更が生じた場合、又は内容に食い違いが生じた場合においては、発注者に説明を求め又は協議する。

イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査するとともに、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。また、敷地の形状・高低差・建物(工作物)位置の測量をはじめ、基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて担当者との打合せを行う。

ウ 基本設計方針の策定

設計条件に基づき、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案し、設計業務計画書を作成するとともに、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。

エ 基本設計図書の作成

基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。

オ 概算工事費の検討

当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書(年度割額含む)を作成する。

カ 基本設計内容の発注者への報告等

基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、配置

計画、設備計画等を協議する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、基本設計内容の総合的な説明を行う。

② 基本設計業務の内容

- ア 建築（意匠）設計、建築（構造）設計、外構の設計
- イ 電気設備設計、機械設備設計
- ウ 設計説明書、設計概要書の作成
- エ 工事概要書、概略工事工程表の作成
- オ 積算業務
- カ 関係法令に係る関係機関との打合せ及び各種協議
- キ 建築遂行上必要となる法令又は条例等に基づく資料の作成、申請手続きにおける対応支援
- ク ライフサイクルコストアセスメントの検討、評価
- ケ コスト縮減の検討
- コ 防災計画、災害対策、環境対策及びバリアフリーの検討
- サ リサイクル計画の検討
- シ グリーン購入計画の検討
- ス 地盤調査等の検討
ボーリング位置、箇所数、標準貫入試験、土質試験（液状化の検討）等
- セ 電波障害影響範囲調査
- ソ その他、必要と思われる調査、検討及び書面の作成

③ 基本設計業務に関する手続き業務

次に掲げる内容を含めるものとする。

- ア 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請に係る関係機関との打合せ。作成した図書に基づき、確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
- イ 本業務に必要な関係法令及び条例に基づく資料の作成及び打合せ業務。

(3) 実施設計業務

① 実施設計業務の内容及び範囲

委託する業務範囲は次のとおりとする。

- ア 一般業務の範囲
 - ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・ 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- イ 追加業務の内容及び範囲
 - ・ 積算業務

※ 建築積算（積算数量算出書の作成・単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

※ 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

※ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

- ・透視図作成
- ・確認申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ・概略工事工程表の作成
- ・建築物（電気設備・機械設備含む）の現地調査に関する結果説明書の作成
- ・総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成

11 計画及び設計の条件

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び同法に基づき都道府県が条例で定める要件を満たすものであること。
- (2) 発注者と受注者が協議した計画とすること。
- (3) 計画策定及び設計業務を行うに当たり、地区内権利者への配慮に努めること。
- (4) 施設利用やイベント等に伴う混雑を想定し、施設内の動線をはじめ、公共交通機関からのアプローチを含めた周辺環境との調和に配慮した計画とすること。
- (5) 歩行者等の安全な利用と周辺道路を渋滞させないための自動車動線について検討すること。
- (6) 人々が集い、交流する場として、また、市民の憩いの場として活用可能な空間を確保すること。
- (7) 耐震安全性については、十分な防災設備、自立性を備えたライフラインの構築など、構造的、技術的にも最大限の安全性が確保される計画とし、また、災害時の避難所に配慮した計画・設計とすること。
- (8) 今後、資材価格や人件費等が変動する可能性を想定し、コスト縮減した設計を行うこと。

12 業務の実施に係る留意事項

- (1) 一般事項
 - ① 受注者は、基本計画策定業務の成果を基本計画等にまとめ、発注者の承諾を得た上で、次の基本設計業務段階に移るものとする。
 - ② 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
 - ③ 受注者は、基本設計業務の成果を基本設計図書等にまとめ、発注者の承諾を得た上

で、次の実施設計業務段階に移るものとする。

- ④ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ⑤ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ⑥ 監督員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出する。

(2) 適用基準等（全て最新版）

① 共通

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 環境配慮型官庁施設計画指針
- ・ 省エネルギー建築設計指針
- ・ 岡山県福祉のまちづくり条例
- ・ 瀬戸内市景観条例
- ・ 瀬戸内市内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針
- ・ 建築設計業務等電子納品要領

② 建築

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 敷地調査共通仕様書
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 表示・標識標準
- ・ 公共建築工事標準書式
- ・ 建築鉄骨設計基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準

③ 建築積算

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準

- ・公共建築工事内訳書標準書式
- ・公共建築工事見積標準書式
- ・建築工事内訳書作成要領

④ 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引 7

⑤ 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ・建築工事内訳書作成要領（設備工事編）

(3) 設計内容の修正等

- ① 受注者は、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を発注者に報告し指示を受けるものとする。
- ② 成果物の引渡し後、設計に関する疑義が生じたときは、協議の上、受注者は原則として無償で疑義に対する回答書を作成すること。また、受注者の責任により成果物にかし等があり、設計の変更が生じたとき、受注者は、無償で変更設計を行わなければならない。

13 検査

- (1) 本業務が完了した時は、受注者は発注者に業務完了届及び成果物を提出し、発注者の検査を受けること。
- (2) 本業務の完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果物の提出期限を指定した場合には、受注者はその指定する期限までに、その時点における成果物を提出し、委託期間内に検査を受けること。

14 成果物

(1) 基本計画策定業務に係る成果物及び提出部数

- ① 基本計画 2部 (A4判、製本、カラー、左綴じ)
- ② 基本計画概要版 2部 (A4判、製本、カラー、左綴じ)
- ③ 業務内容に係る調査記録、打合せ資料、記録等 2部 (A4判、紙ファイル綴じ)
- ④ 電子データ 2部

CD-R等に委託業務名を印刷し、製本による基本計画の体裁をPDF形式に整理変換したもののほか、作成したデータを全て以下の形式により保存すること。

- ・文書：Microsoft Word形式
- ・表、グラフ：Microsoft Excel形式
- ・写真データ：JPEG形式
- ・図面データ：JWW形式、DXF形式

※電子データは発注者とデータの互換性をはかり、発注者が円滑に修正、監修ができる条件に留意すること。

(2) 基本設計業務に係る成果物及び提出部数

建築（総合）

- ・施設運用計画書
- ・計画説明書
- ・仕様概要書
- ・仕上概要表
- ・面積表及び求積図
- ・敷地案内図
- ・配置図及び外構計画図
- ・平面図（各階）
- ・断面図
- ・立面図
- ・設計内容説明資料（透視図、日影図、各種技術資料等）
- ・打合せ記録簿
- ・パース8面（外観3面、内観3面、鳥瞰2面）

建築（構造）

- ・構造計画説明書
- ・構造設計概要書
- ・設計内容説明資料（各種技術資料等）

基本構造図等

- ・打合せ記録簿

電気設備

- ・電気設備計画説明書

- ・電気設備設計概要書
- ・設計内容説明資料（各種技術資料等）

主要機器表

配置図（屋外設備図）

各種システム系統図

照明設備概要図

特殊設備概要図等

- ・打合せ記録簿

給排水衛生設備

- ・給排水衛生設備計画説明書
- ・給排水衛生設備設計概要書
- ・設計内容説明資料（各種技術資料等）

主要機器表

配置図（屋外設備図）

各種システム系統図

機械室機器配置概要図

配管ルート概要図等

- ・打合せ記録簿

空調換気設備

- ・空調換気設備計画説明書
- ・空調換気設備設計概要書
- ・設計内容説明資料（各種技術資料等）

主要機器表

配置図（屋外設備図）

各種システム系統図

機械室機器配置概要図

配管ダクトルート概要図等

- ・打合せ記録簿

昇降機等設備

- ・昇降機等計画説明書
- ・昇降機等設計概要書
- ・設計内容説明資料（各種技術資料等）
- ・打合せ記録簿

外構

- ・外構計画説明書
- ・外構設計概要書

- ・設計内容説明資料（各種技術資料等）
- ・打合せ記録簿

工事費概算書

- ・各種工事費概算書

基本設計概要書

各 2 部（A4 判（A3 判 A4 折可））

提出期限 令和 2 年 11 月 30 日（月）

「電子データ」、「業務内容に係る調査記録、打合せ資料、記録等」については、基本計画策定業務に係る成果品を準じて納品すること。

(3) 実施設計業務に係る成果物及び提出部数

別紙成果物及び提出部数のとおり

提出期限 令和 3 年 3 月 31 日（水）

(4) 成果物の提出場所

瀬戸内市 こども・健康部こども政策課

(5) 成果物の取扱い

成果物に係る権利は、全て発注者に帰属し、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果物を公表してはならない。

また、本業務の実施に当たり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任において処理すること。

■ 資格要件

業務の実施にあたっては、以下の資格要件を有する主任技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「主任技術者等」とは、主任技術者、照査技術者、協力者を総称している。

(1) 主任技術者、照査技術者

主任技術者、照査技術者については、以下の要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 資格要件

※ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること。

b. 実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること

2) 資格別要件

① 一級建築士

- - ・ 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ※ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

② 設備設計一級建築士・建築設備士

- ・
 - ・ 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ※ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

3) その他

(2) 電気・機械設備の担当技術者（電気・機械設備の業務を再委託する場合を含む）

担当技術者については、以下のa、bのいずれかの要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 担当技術者の資格要件

※ 電気・機械設備担当技術者については、下記の表に○印の付いている委託内容に限る。

適用	資格区分 設計委託内容	設備設計	建築設備士	技術士	空気調和衛生	1級電気・管工事	第1・2・3種電気主任技術者
		一級建築士			工学会設備士	施工管理技士	
・	概ね5,000㎡以上の新築大規模建築物	○	○	×	×	×	×
・	大幅なシステム変更・特殊設備改修	○	○	○	○	×	×
○	その他の新築・改修工事等	○	○	○	○	○	○

※ 建築士法第20条の3に該当する場合は、これを順守すること。

b. 担当技術者の実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること

2) 実務経験年数

- - ・ 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ※ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

(3) 協力者【建築設計の一部を再委託する場合】

協力者については、以下のa、bのいずれかの要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 協力者の資格要件

※ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士または構造設計一級建築士であること。

b. 協力者の実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した経験を有すること。

2) 実務経験年数

- - ・ 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ※ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

1. 成果物及び提出部数

(1) 成果物

提出時期	提出物
基本設計	1. 「基本設計説明書」
業務完了時	2. 「基本設計図書」
実施設計	1. 「実施設計説明書」
	2. 「実施設計図書関係」
	3. 「工事費関係書類」
	4. 「検討書・届出関係」
業務完了時	a. 各種検討書
	b. 各種届出書

※ 「建築設計業務等電子納品要領」に基づき電子納品も合わせて行うこと。

(2) 成果物の内容

提出時期	提出物	提出部数	大きさ	備考	
基本 設計業務	「基本設計説明書」	3部	A3判		
	a. 業務体制・業務工程表				
	b. 設計条件・設計方針				
	c. 現地調査概要 -(敷地形状及び既存建物等の配置状況、隣接道路・工事進入路状況、インフラ整備状況、敷地内進入経路・仮設物 設置可能敷地、敷地内の工事支障物等の記録、写真)-				
	d. 基本計画概要				
	e. 関係法令等への対応				
	f. 建築に対する考え方 -(ゾーニング、動線計画、諸室計画、仕上計画、外構計画、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの取組、県産材 使用方針、景観上の配慮、防災計画、日影図、机上電波障害予想図等)-				
	g. 構造に対する考え方 -(耐久性の考え方、土部構造・基礎構造の各検討、地質概要等)-				
	h. 設備に対する考え方 -(省エネ対策、冷暖房の対応、給水計画、便所計画、浄化槽検討等)-				
	i. 工事費概算、概略設計計算書、維持費概算				
	j. 各種検討書 -(イニシャルコスト・ランニングコスト、メンテナンス、環境配慮等)-				
	k. その他				
	「基本設計図書」	2. 設計図書参照	3部	A3判	(白紙)
実施 設計業務	「実施設計説明書」	3部	A3判を2つ折り	(白紙)	
	a. 設計方針				
	b. 関係法令等への対応				
	c. 建築に対する考え方				
	d. 構造に対する考え方				
	e. 設備に対する考え方				
	f. 主要設計図				
	g. その他（既存杭の引抜き・解体に関する検討・考え方）、（アスベストの検討書）				
	「実施設計図書関係」	2. 設計図書参照			
	a. 透視図及び写真 (内外観各1面)	1部	A3判程度		
	b. 原図	1式			CD-R
	c. 製本図面	①原図判2つ折製本	2部	原図判	
		②縮小判2つ折製本	3部	A3判	
d. CADデータ（総合実施設計図） (※1)	1部			CD-R	
e. 工事縦覧用図面	1部	原図判		左綴り	
f. 白焼きパラ図面又は図面 データ入力CD-R	電子縦覧対象でない場合	20部程度	原図判又はCD-R		
	電子縦覧対象の場合	1部		CD-R(※2)	
g. 工事起案用主要図面（案内・配置・各階平面・ 立面・断面図及び仕上表等、設備工事は全て）	3部	A3判		A4判折袋入	
h. 説明資料用縮小図 (案内・配置・各階平面・立面・断面図及び透視図(カラー))	5部程度	A4判		(白紙)	
i. 画像データ(案内図、配置図、各平面図、透視図(カラー))	1部			CD-R	

実施 設計業務	「工事費関係」				
		a. 工事費内訳書 (RIBC2で作成)	1部	A4判	
		b. 工事費内訳計算データ	1部		CD-R
		c. 積算算出原稿 (積算数量、一位代価、見積書等)	1部	A4判	ファイル収納
		d. 設計データ集計表	1部	A4判、A3判	データ共
	「検討書関係」				
		a. 構造計算書	1部	A4判	
		b. 各種技術資料	1部	A4判	
		c. 打合せ記録簿	1部	A4判	
		d. チェックリスト (設備工事)	1部	A4判	
		e. 概略工事工程表	1部	A4判、A3判	
		f. その他検討書 (既存杭の引抜き・解体に関する検討・考え方)、(アスベスト検討書)	1部	A4判、A3判	
	「届出関係」				
		a. 確認申請関係書類	正副各1部	A4判	
		b. 福祉のまちづくり条例関係書類	正副各1部	A4判	
		c. 防災計画書等	正副各1部	A4判	
		d. 省エネルギー関係書類(省エネルギー計画書含む)	正副各1部	A4判	
		e. 他官公署等申請・届出関係書類	正副各1部	A4判	
		f. その他届出			

※1 「実施設計図書関係」 dのCADデータは、「建築CAD図面作成要領(案)」に基づき作成する。

提出されたCADデータを、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用する等、委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で利用することがある。

※2 「実施設計図書関係」 fの電子縦覧用の図面データ入力CD-Rは次のとおり作成する。

- ① ファイル形式は、PDF形式とし、全ての図面を一つのファイルにまとめ、CD-Rに格納すること。
- ② 格納するファイルはできる限り直接CADソフトよりPDF形式に変換すること。
- ③ 解像度は600dpiのモノクロを標準とし、用紙の設定は原図サイズとすること。
- ④ CD-R及びケースには工事名称を記載する。
- ⑤ その他不明な点がある場合は監督員の指示による。

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので監督員の指示による。

※ 上記成果品は、イージーキャビネットA4判 (ESC-101N W365*H290*D450 同等品) に納めて納入すること。

2. 設計図書

(1) 建築（総合・構造）

基本設計図書	実施設計図書	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
—仕上表（内外主要部）—	内外仕上表	
—面積表—	面積表及び求積図	
—敷地案内図—	敷地案内図	
—配置図及び外構計画図—	配置図	1/200～1/600
—各階平面図—	各階平面図	1/100～1/200
—立面図—	立面図	1/100～1/200
—断面図—	断面図	1/100～1/200
	矩計詳細図	1/20～1/30
	展開図	1/50
	天井伏図	1/100～1/200
	平面詳細図	1/20～1/30
	部分詳細図	1/20～1/30
	建具表	1/30～1/50
	外構図	1/200～1/600
—基本構造図—	構造図	
	i. 伏図	1/100～1/200
	ii. 軸組図	1/100～1/200
	iii. 各部断面図	1/20～1/30
	iv. ラーメン図	1/20～1/50
	v. 各部詳細図	1/20～1/30
	—総合実施設計図— —(平面図、立面図、天井伏図、展開図)—	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので監督員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(2) 電気設備

基本設計図書	実施設計図書	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
—主要機器表	各種機器表	
—配置図（屋外設備図）—	敷地案内図	
	配置図	1/200～1/600
—各種システム系統図—	受変電設備単線結線図	
	幹線系統図	
	分電盤、動力盤、制御盤結線図	
	動力設備系統図	
	弱電設備系統図	
—照明設備概要図	受変電設備図	1/20～1/50
—特殊設備概要図	自家発電設備図	1/20～1/50
	電灯設備平面図	1/100～1/200
	動力設備平面図	1/100～1/200
	照明器具姿図	
	弱電設備平面図	1/100～1/200
	弱電設備器具姿図	
	昇降機・搬送機設備図	1/50
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
	その他必要な図面	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので監督員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(3) 機械（給排水衛生・空調換気）設備

基本設計図書	実施設計図書	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
主要機器表	各種機器表	
配置図（屋外設備図）	敷地案内図	
	配置図	1/200～1/600
各種システム系統図	給排水衛生系統図	
	給湯・ガス設備系統図	
	空調設備系統図	
	換気設備系統図	
	消火設備系統図	
	自動制御設備構成図	
機械室機器配置概要図	給排水衛生設備平面図	1/100～1/200
配管ダクトルート概要図	衛生器具姿図	
	給湯・ガス設備平面図	1/100～1/200
	空調設備平面図	1/100～1/200
	換気設備平面図	1/100～1/200
	消火設備平面図	1/100～1/200
	污水处理設備仕様図	
	自動制御機器機能表	
	自動制御設備計装図	
	自動制御設備平面図	1/100～1/200
	特殊設備平面図	
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
	屋外排水設備縦断図	
	その他必要な図面	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので監督員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。